

## 御所訪問看護ステーション

### 1. 事業者が提供するサービスについての相談・苦情窓口

電話（直通）

看護部門 0745-64-2072（午前9時～午後5時まで）  
 リハビリ部門 0745-64-2062（午前9時～午後5時まで）

### 2. 御所訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域等

本体事業所	医療法人 鴻池会 御所訪問看護ステーション
本体所在地	奈良県御所市池之内1064番地
サテライト事業所	御所訪問看護ステーション サテライトあきつ
サテライト所在地	奈良県葛城市竹内409-1
管理者	渋谷 麻美
介護保険指定番号	訪問看護（奈良県 2961390032号）
サービスを提供する地域*	御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、香芝市、高取町、大淀町、明日香村、（旧五條市）、桜井市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
従事者	看護師	6名	1名	7名
	理学療法士	10名	0名	10名
	作業療法士	2名	1名	3名
	言語聴覚士	2名	0名	2名

(3) サービスの提供

① サービスの提供日

月曜日～土曜日（1月1日を除く）

② サービスの提供時間

1. 午前9時～午後5時

2. 緊急時訪問看護のみ、24時間連絡体制を実施しています。緊急時訪問看護にお申し込みされている方は、時間外でも電話による相談や連絡が可能となります。緊急時訪問看護を希望される方は、緊急時訪問看護申込書に記入の上、スタッフへお申し出下さい。

### 3. サービス内容

訪問看護計画書にて提示します。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として指定居宅サービス介護給付費または指定介護予防サービス給付費の単位数の1割（非課税）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

（1単位＝10.21円）

内 容		要介護	要支援
訪問看護 I 1	20分未満	<b>311単位</b>	<b>300単位</b>
訪問看護 I 2	30分未満	<b>467単位</b>	<b>448単位</b>
訪問看護 I 3	30分以上 1時間未満	<b>816単位</b>	<b>787単位</b>
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	<b>1118単位</b>	<b>1080単位</b>
訪問看護 I 5	1回（20分）につき （理学療法士等による訪問） ※1日3回目以降は90/100	<b>296単位</b>	<b>286単位</b>
※夜間（午後6～10時）早朝（午前6～8時）は単位数の25/100を加算 深夜（午後10～午前6時）は単位数の50/100を加算した単位数とする			
長時間訪問看護加算	1時間30分以上		300単位
複数名訪問加算（Ⅰ）	2人以上の訪問30分未満		254単位
	2人以上の訪問30分以上		402単位
<b>複数名訪問加算（Ⅱ）</b>	<b>2人以上の訪問30分未満</b>		<b>201単位</b>
	<b>2人以上の訪問30分以上</b>		<b>317単位</b>
緊急時訪問看護加算（24時間対応体制）（月1回）			<b>574単位</b>
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		250単位	
特別管理加算（Ⅰ）（月1回）			500単位
特別管理加算（Ⅱ）（月1回）			250単位
サービス提供体制強化加算（1回につき）			6単位
初回加算（1回につき）			300単位
退院時共同指導加算	退院、退所後月1回（特別管理加算の場合、厚生労働大臣が定める状態等の場合は、2回まで）		600単位
ターミナルケア加算		2000単位	
<b>看護体制強化加算（Ⅰ）※体制により加算</b>		<b>600単位</b>	300単位
<b>看護体制強化加算（Ⅱ）※体制により加算</b>		<b>300単位</b>	

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

- (2) キャンセル料 1,000円 (税別) + 交通費 (税別)  
利用者又はその家族より当事業所に対しキャンセルの申し出なく、訪問時、サービスを提供することができない場合、キャンセル料が発生します。

### 別紙3

- (3) 交通費 当事業所より15km以上500円 (税別)  
5km毎に100円 (税別) 加算  
前記2の(1)のサービスを提供する地域の方は無料です。  
それ以外の地域の方は、サービス提供従事者が訪問するための交通費の実費が必要です。

- (4) 料金の支払い方法  
月締めで翌月15日頃に請求書にてご連絡させていただきますので、自動引落とし等にて25日までにお支払い下さい。入金後、領収証を発行します。

- (5) その他  
サービスを提供するために使用する、衛生材料および水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

## 5. 緊急時・事故発生時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者および市町村等へ連絡をします。

## 6. サービス内容に関する相談・苦情窓口

### ①当事業所相談・苦情担当

担当 御所訪問看護ステーション 電話 0745-64-2072  
渋谷 麻美

### ②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 御所市、大和高田市、橿原市、葛城市、高取町、  
大淀町、明日香村 等

---

御所市役所	介護保険係 電話 0745-62-3001
大和高田市役所	介護福祉課 電話 0745-22-1101
橿原市役所	在宅福祉課介護保険係 電話 0744-22-8108
葛城市役所	新庄庁舎 電話 0745-69-3001 當麻庁舎 電話 0745-48-2811
五條市役所	介護保険係 電話 07472-2-4001
高取町役場	住民福祉課介護保険係 電話 0744-52-3334
大淀町役場	ほけん課介護保険係 電話 0747-52-5501
明日香村役場	介護保険係 電話 0744-54-5550
奈良県国民健康保険団体連合会	介護苦情係 電話 0744-29-8326

